

1 2 月 1 9 日 (金)

(第 4 日 目)

平成26年第5回南関町議会定例会（第4号）

平成26年12月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第70号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第2 議案第71号 南関町総合振興計画条例の制定について
- 日程第3 議案第72号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第73号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第74号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第76号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第77号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第78号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第79号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第80号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第81号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第82号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第83号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第15 議案第84号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第16 議案第85号 町道の路線廃止について
- 日程第17 議案第86号 町道の路線認定について

- 日程第18 議案第87号 町道の路線認定について
- 日程第19 議案第88号 町道の路線変更について
- 日程第20 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
・陳情第3号 手話言語法（仮称）制定について国への意見提出を願う
陳情
- 日程第21 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
・陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を
求める陳情 議案第88号 町道の路線変更について
- 日程第22 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
・陳情第5号 介護従事者の処遇改善を求める陳情
- 追加日程第1 議案第89号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ
とについて
- 追加日程第2 議員提出議案第4号 手話言語法（仮称）制定について国への意見
提出を願う意見書（案）
- 追加日程第3 議員提出議案第5号 介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
・陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増
員を求める陳情
- 追加日程第5 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君 |
| 3番 井下忠俊君 | 4番 立山秀喜君 |
| 5番 境田敏高君 | 6番 打越潤一君 |
| 7番 鶴地仁君 | 8番 田口浩君 |

9番 山口 純子 君
11番 橋 永 芳 政 君

10番 本 田 眞 二 君
12番 酒 見 喬 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	佐藤 安彦 君	住 民 課 長	菅 原 力 君
副 町	長	本 山 一 男 君	福 祉 課 長	北 原 宏 春 君
教 育	長	大 里 耕 守 君	経 済 課 長	西 田 裕 幸 君
総 務 課 長		永 松 泰 子 君	建 設 課 長	古 澤 平 君
会 計 管 理 者		木 村 浩 二 君	教 育 課 長	島 崎 演 君
まちづくり推進課長		大 木 義 隆 君	延 寿 荘 長	福 井 隆 一 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺 本 一 誠 君 書 記 坂 口 智 美 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第70号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第4号））

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第70号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第70号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第71号 南関町総合振興計画策定条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第71号、南関町総合振興計画策定条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第71号、南関町総合振興計画策定条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第72号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第72号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第72号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第73号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第73号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第73号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第74号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第74号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第74号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第75号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第75号、平成26年度南関町一般会計補正予

算（第5号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第75号、平成26年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第76号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第76号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第76号、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第77号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第77号、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第77号、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第78号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第78号、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第78号、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第79号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第79号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第79号、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第80号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第80号、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第80号、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第81号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第81号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第81号、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第82号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第82号、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第82号、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第83号 業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第83号、業務委託変更契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第83号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第84号 業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第84号、業務委託変更契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第84号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決
されました。

-----○-----

日程第16 議案第85号 町道の路線廃止について

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第85号、町道の路線廃止についてを議題に
します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第85号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されまし
た。

-----○-----

日程第17 議案第86号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第86号、町道の路線認定についてを議題に
します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第86号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第87号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第87号、町道の路線認定についてを議題に
します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第87号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 88 号 町道の路線変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第 19 議案第 88 号、町道の路線変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 88 号、町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第 3 号 手話言語法（仮称）制定について国への意見提出を願う陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第 20、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第 3 号、手話言語法（仮称）制定について国への意見提出を願う陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告を行います。

平成 26 年 12 月 19 日。

南関町議会議長、酒見 喬様

文教厚生常任委員長、鶴地 仁。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則

第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第3号。

付託年月日、平成26年12月16日。

件名、手話言語法（仮称）制定について国への意見提出を願う陳情。

審査の結果、採択。

委員会の意見、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備の実現が必要である。

したがって本件については採択とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

お諮りします。

陳情第3号に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第21 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第21、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第4号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告書。

平成26年12月19日。

南関町議会議長、酒見 喬様。

文教厚生常任委員長、鶴地 仁。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。

付託年月日、平成26年12月16日。

件名、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情。

審査の結果、継続審査。

委員会の意見、本件については、現状などを更に調査、検討するため、引き続き調査を行う必要がある。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、陳情第4号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第22 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第5号 介護従事者の処遇改善を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第22、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第5号、介護従事者の処遇改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告書。

平成26年12月19日。

南関町議会議長、酒見 喬様

文教厚生常任委員長、鶴地 仁。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第5号。

付託年月日、平成26年12月16日。

件名、介護従事者の処遇改善を求める陳情。

審査の結果、採択。

委員会の意見、高齢社会を迎え、介護のニーズが高まる中で、介護職員の処遇を引き上げていくことは必要であり、また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

従って本件については採択とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、町長ほかから議案第89号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど、7件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議案第89号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど、7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配布〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（寺本一誠君） 〔議案書朗読〕

-----○-----

追加日程第1 議案第89号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議案第89号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 改めておはようございます。

第89号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。

また、委員の任期は4年でございます。

住所、南関町大字豊永276番地3。

氏名、北村保子。

生年月日、昭和37年2月19日生まれでございます。

このたび、現教育委員会委員の尾崎由美氏の任期が、平成27年1月27日までとなっておりますので、新たに次の者を南関町教育委員会委員に任命したいので提案するものであります。

北村氏は昭和55年3月に福岡県立朝羽高等学校を卒業後、川島女子専門学校に

において和裁士、和裁コンサルタントの資格を取得されました。その後、昭和61年に結婚し、平成2年に南関町に転入され、現在は有限会社北村家畜医院の経理事務を担っておられます。また、第三小学校のPTA副会長や南関中学校の学年委員長など、役員を歴任されたり、現在は音楽愛好会NOAや音楽グループでもあるパーマムーンに所属され、ボーカルとしていろいろな場所でも活躍されています。

子育てに関しても二男一女の母親であり、今の子どもたちへの教育に関して命を大切に生き抜く力を持った子どもたちに育ててもらうために、個々の特技や関心のあることを更に延ばす環境を整えることが大切との意欲を持っておられます。その人柄も温厚誠実、人格が高潔で教育に関する見識を備えた優れた方であり、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定には、委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮することとの規定があり、当町教育委員会委員として適任であると思われるのでご提案申し上げる次第でございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、追加日程第1、議案第89号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

〔「議長、ちょっと暫時休憩を」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長発議によって休憩をいたしました。この提出書類に対する議員連盟で、南関町議会は議員全体で出したがいいんじゃないかという要望がございましたので、それはもちろんのことだと思います。しかしながらよく今確かめましたところ、国会のほうに提出する場合は、南関町議会という名前だけで議員全体を列記するというのではないということでした。しかしながら、このような広報とかあるいは山郷に載せる場合、全体の賛成ということにならないとおかしいと思いますので、一応は議員全体の名前と明記をするということにいたしております。

それでは差し替えをいたしますので配付をお願いします。

[議案書配付]

○議長（酒見 喬君） 差し替えは終わりましたか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、議員提出議案第4号、「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 「手話言語法」制定を求める意見書（案）について述べさせていただきます。

議員提出議案第4号。平成26年12月19日、南関町議会議長、酒見喬様。提出者、南関町議会議員、鶴地仁。賛成者、議員全員の名前を以下に列記しております。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたところである。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平

成23年)8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される。」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって南関町議会は、政府と国会が下記事項を講じられますよう強く求めます。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日、南関町議会。

あて先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣あてととしております。

以上です。

○議長(酒見 喬君) ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(酒見 喬君) お座りください。全員起立です。

従って、議員提出議案第4号、「手話言語法」制定を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第3 議員提出議案第5号 介護従事者の処遇改善を求める意見書(案)

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、議員提出議案第5号、介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）について説明します。

議員提出議案第5号。平成26年12月19日、南関町議会議長、酒見喬様。提出者、南関町議会議員、鶴地仁。以下賛成者、全員の議員名を列記しております。

介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）。

上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）。

超高齢社会を向かえ、介護のニーズが高まるなかで介護労働者の数も年々増加しています。しかし、低賃金・重労働という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移を見ても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237から249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年当たり6.8から7.7万人の増員が必要としています。

また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっています。（全労連「介護労働実態調査」）。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国（熊本県）に要望します。

記

1、介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保

除料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。

2、処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日、南関町議会。

あて先として、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、熊本県知事。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ただ今から質疑を行います。質疑はありませんか。

2番議員。

○2番議員（杉村博明君） この意見書（案）の中でちょっと私のがかすれて、文字が消えているのが。

〔「何人かあります。写っていません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 今、印刷の不備によってこの字が見えにくいということなのです。

ほかに印刷の不備の方はいらっしゃいませんか。

それでは2番議員、これはこれでいいでしょうか。

○2番議員（杉村博明君） はい。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） すみません、文字の脱落がありましたので。

○議長（酒見 喬君） そうですか。もう1回ですね、そのへんのところを訂正してください。

○7番議員（鶴地 仁君） すみません、介護従事者の意見書（案）のところで、段落があるところに「下記の事項について国（熊本県）に要望します」ところに「記」が抜けております。すみません、「記」を挿入していただくようお願いいたします。失礼しました。

○議長（酒見 喬君） 字が1字抜けておるということで皆さん分かりましたか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） それではこれに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

従って、議員提出議案第5号、介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第4号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました、目下、調査中の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました、目下、調査中の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） これで、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、本会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成26年第5回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 26 年 第 5 回 定 例 会

平成 27 年 3 月 発 行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 寺 本 一 誠
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111